

### Ⅲ 少年鑑別所

#### 1 収容状況

令和元年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は378人で、前年(447人)に比べ69人(15.4%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が341人(構成比90.2%)、女子が37人(同9.8%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成22年を100とした指数で見ると、令和元年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が42(男子43、女子が39)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	
人員	総数	895	861	830	762	683	613	533	464	447	378
	男	800	775	750	689	621	565	491	425	406	341
	女	95	86	80	73	62	48	42	39	40	37
指数	総数	100	96	93	85	76	68	60	52	50	42
	男	100	97	94	86	78	71	61	53	51	43
	女	100	91	84	77	65	51	44	41	42	39

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「19-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

#### 2 新収容人員

令和元年における新収容人員は5,749人で、前年(6,712人)に比べ963人(14.3%)減少している。男女別では、男子が5,176人(構成比90.0%)、女子が573人(同10.0%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成22年を100とした指数で見ると、令和元年は、総数が42(男子が42、女子が40)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区 分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	
人員	総数	13,639	13,189	12,547	11,491	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749
	男	12,189	11,834	11,366	10,382	9,251	8,413	7,397	6,500	6,095	5,176
	女	1,450	1,355	1,181	1,109	943	719	659	609	617	573
指数	総数	100	97	92	84	75	67	59	52	49	42
	男	100	97	93	85	76	69	61	53	50	42
	女	100	93	81	76	65	50	45	42	43	40

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他(引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(19-00-01)参照

### 3 新収容者の年齢

令和元年における新収容者の人員は5,495人で、前年（6,448人）に比べ953人（14.8%）減少している。男女別では、男子が4,961人（構成比90.3%）、女子が534人（同9.7%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（令和元年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が26.8%と最も高く、次いで17歳が21.2%、18歳が21.1%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の27.5%、18歳の21.2%に次いで、17歳が21.1%の順となっている。

女子は17歳の22.3%、19歳の20.2%に次いで、18歳が19.7%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分	総数	年少 少年			中間 少年			年長 少年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人 員	総数	5,495	781	92	260	429	2,025	859	1,166	2,689	1,158	1,470	61
	男	4,961	670	82	222	366	1,822	775	1,047	2,469	1,053	1,362	54
	女	534	111	10	38	63	203	84	119	220	105	108	7
構成比	総数	100.0	14.2	1.7	4.7	7.8	36.9	15.6	21.2	48.9	21.1	26.8	1.1
	男	100.0	13.5	1.7	4.5	7.4	36.7	15.6	21.1	49.8	21.2	27.5	1.1
	女	100.0	20.8	1.9	7.1	11.8	38.0	15.7	22.3	41.2	19.7	20.2	1.3
前年の構成比	100.0	15.0	1.3	4.9	8.9	37.4	16.2	21.2	47.6	22.1	24.4	1.1	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成30年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。

3 6表（19-00-06）参照

### 4 新収容者の非行名

令和元年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が77.8%、特別法犯が19.0%、ぐ犯が3.2%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（27.2%）、傷害（19.4%）、詐欺（9.4%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗（男子27.4%、女子26.0%）が最も多く、次いで傷害（男子19.8%、女子15.2%）の順となっている。第3位以降は、男子は詐欺（9.5%）、道路交通法（8.5%）であり、女子はぐ犯（12.2%）、詐欺（8.4%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総 数	5,495	100.0	(100.0)	4,961	100.0	534	100.0
刑 法 犯	4,276	77.8	(80.6)	3,924	79.1	352	65.9
公務執行妨害	28	0.5	(0.8)	25	0.5	3	0.6
放 火	28	0.5	(0.4)	25	0.5	3	0.6
住 居 侵 入	76	1.4	(1.4)	73	1.5	3	0.6
強制わいせつ・強制性交等	264	4.8	(5.2)	260	5.2	4	0.7
殺 人	16	0.3	(0.4)	9	0.2	7	1.3
傷 害	1,064	19.4	(18.8)	983	19.8	81	15.2
過失運転致死傷	70	1.3	(1.5)	65	1.3	5	0.9
窃 盗	1,496	27.2	(27.3)	1,357	27.4	139	26.0
強 盗	138	2.5	(2.9)	132	2.7	6	1.1
詐 欺	515	9.4	(12.6)	470	9.5	45	8.4
恐 喝	259	4.7	(4.1)	221	4.5	38	7.1
暴力行為等処罰に関する法律	26	0.5	(1.1)	23	0.5	3	0.6
そ の 他	296	5.4	(4.2)	281	5.7	15	2.8
特 別 法 犯	1,044	19.0	(16.4)	927	18.7	117	21.9
覚せい剤取締法	82	1.5	(1.2)	46	0.9	36	6.7
道路交通法	439	8.0	(8.3)	420	8.5	19	3.6
毒物及び劇物取締法	-	-	(-)	-	-	-	-
そ の 他	523	9.5	(6.9)	461	9.3	62	11.6
ぐ 犯	175	3.2	(2.9)	110	2.2	65	12.2

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ( )内の数は、前年の構成比である。

3 7表(19-00-07)から9表(19-00-09)まで参照

## 5 新収容者の入所回数

令和元年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が71.0%、再入者が29.0%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	5,495	3,900	1,040	342	127	86
(構成比)	(100.0)	(71.0)	(18.9)	(6.2)	(2.3)	(1.6)
前年の構成比	100.0	68.3	20.4	7.2	2.5	1.6

(注) 12表(19-00-12)参照

## 6 新収容者の非行時の身上

令和元年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが28.0%、該当なしが71.8%となっている。男女別では、該当ありの男子が28.9%、女子が20.2%、該当なしの男子が71.0%、女子が79.6%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（18.0%）、2号観察中（7.7%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	5,495	100.0	(100.0)	4,961	100.0	534	100.0
該当あり	1,541	28.0	(30.3)	1,433	28.9	108	20.2
1号観察中	989	18.0	(19.1)	927	18.7	62	11.6
2号観察中	421	7.7	(8.9)	399	8.0	22	4.1
試験観察中	27	0.5	(0.4)	24	0.5	3	0.6
補導委託 在宅	82	1.5	(1.4)	71	1.4	11	2.1
刑執行猶予中	-	-	(-)	-	-	-	-
施設在所中	22	0.4	(0.4)	12	0.2	10	1.9
該当なし	3,945	71.8	(69.6)	3,520	71.0	425	79.6
不詳	9	0.2	(0.1)	8	0.2	1	0.2

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (19-00-13) 参照

## 7 新収容者の居住状況

令和元年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が78.3%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が7.5%、不定が2.8%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子79.5%、女子67.6%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が11.9ポイント低くなっている。その一方で、アパート・下宿・間借り・寮が8.2%（男子7.4%）、同棲が7.7%（男子2.1%）、施設が5.2%（男子1.8%）、知人宅が3.6%（男子2.6%）、不定が3.4%（男子2.7%）、浮浪が2.8%（男子1.5%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	5,495	100.0	(100.0)	4,961	100.0	534	100.0
家族と居住	4,304	78.3	(77.4)	3,943	79.5	361	67.6
同棲	143	2.6	(2.7)	102	2.1	41	7.7
アパート・下宿・間借り・寮	410	7.5	(7.3)	366	7.4	44	8.2
住込み	33	0.6	(0.8)	32	0.6	1	0.2
作業員宿舎	21	0.4	(0.5)	20	0.4	1	0.2
知人宅	146	2.7	(2.8)	127	2.6	19	3.6
施設	117	2.1	(2.4)	89	1.8	28	5.2
不良者の居所	34	0.6	(0.4)	32	0.6	2	0.4
浮浪	89	1.6	(1.7)	74	1.5	15	2.8
旅館・ホテル	6	0.1	(0.3)	6	0.1	-	0.0
不定	153	2.8	(2.7)	135	2.7	18	3.4
その他	24	0.4	(0.6)	22	0.4	2	0.4
不詳	15	0.3	(0.3)	13	0.3	2	0.4

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (19-00-17) 参照

## 8 新収容者の非行名別不良集団関係

令和元年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が32.4%、関係のない者が65.5%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、窃盗（28.2%）、傷害（21.5%）、道路交通法（15.5%）の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗（26.8%）に次いで傷害（18.4%）、詐欺（10.2%）となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法違反（あり62.9%、なし36.4%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [5,495]	32.4 [1,781]	5.9 [326]	22.1 [1,216]	3.0 [165]	1.3 [74]	65.5 [3,599]	2.1 [115]		
刑 法 犯	100.0	(100.0) (74.3)	30.9	5.8	21.3	2.3	1.5	(100.0) (79.6)	67.0	2.1
公務執行妨害	100.0	(0.4)	25.0	3.6	17.9	3.6	-	(0.5)	67.9	7.1
放火	100.0	(0.1)	3.6	-	3.6	-	-	(0.8)	96.4	-
住居侵入	100.0	(0.5)	11.8	6.6	3.9	1.3	-	(1.8)	85.5	2.6
強制わいせつ・強制性交等	100.0	(1.1)	7.6	2.3	4.5	0.8	-	(6.7)	91.7	0.8
殺人	100.0	(0.1)	6.3	-	6.3	-	-	(0.4)	93.8	-
傷害	100.0	(21.5)	36.0	7.5	23.5	4.0	0.9	(18.4)	62.2	1.8
過失運転致死傷	100.0	(1.2)	31.4	4.3	21.4	5.7	-	(1.3)	65.7	2.9
窃盗	100.0	(28.2)	33.6	7.7	23.2	1.5	1.2	(26.8)	64.4	2.1
強盗	100.0	(3.5)	44.9	7.2	32.6	1.4	3.6	(2.1)	53.6	1.4
詐欺	100.0	(7.1)	24.7	1.7	19.2	0.8	2.9	(10.2)	71.3	4.1
恐喝	100.0	(5.9)	40.5	4.6	25.5	6.6	3.9	(4.1)	57.5	1.9
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(0.3)	19.2	3.8	15.4	-	-	(0.6)	80.8	-
その他	100.0	(4.4)	26.7	2.7	21.3	0.3	2.4	(5.9)	72.3	1.0
特 別 法 犯	100.0	(23.8)	40.5	6.5	26.7	6.5	0.8	(16.6)	57.1	2.4
覚せい剤取締法	100.0	(1.2)	26.8	2.4	18.3	1.2	4.9	(1.5)	67.1	6.1
道路交通法	100.0	(15.5)	62.9	10.7	38.7	13.2	0.2	(4.4)	36.4	0.7
毒物及び劇物取締法	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(-)	-	-
その他	100.0	(7.0)	23.9	3.6	18.0	1.7	0.6	(10.6)	72.8	3.3
ぐ 犯	100.0	(2.0)	20.0	4.6	14.9	-	0.6	(3.9)	79.4	0.6
前年の構成比	100.0		31.9	6.2	21.2	3.2	1.3		66.0	2.1

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 [ ]内の数は実人員であり、( )内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表（19-00-21）参照

## 9 新収容者の薬物等使用関係

令和元年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は12.3%、使用していない者（同「なし」）は87.0%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は11.6%、女子は18.7%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が8.2%、麻薬・あへんが1.1%、覚せい剤が1.0%となっているが、女子は大麻が8.6%、覚せい剤が7.1%、麻薬・あへんが1.7%となっており、大麻と覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	5,495	100.0	(100.0)	4,961	100.0	534	100.0
あ	り	677	12.3	(8.6)	577	11.6	100	18.7
	麻薬・あへん	64	1.2	(0.7)	55	1.1	9	1.7
	大麻	451	8.2	(5.4)	405	8.2	46	8.6
	覚せい剤	89	1.6	(1.5)	51	1.0	38	7.1
	有機溶剤	8	0.1	(0.3)	8	0.2	-	-
	指定薬物	7	0.1	(0.0)	7	0.1	-	-
	その他	58	1.1	(0.7)	51	1.0	7	1.3
な	し	4,781	87.0	(90.6)	4,349	87.7	432	80.9
不	詳	37	0.7	(0.7)	35	0.7	2	0.4

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 21表 (19-00-21) 参照

### 10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

令和元年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が54.2%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が31.0%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が36.5%と最も高く、次いで少年院送致が31.5%、試験観察が16.5%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が78.3%と最も高く、次いで児童自立支援施設・児童養護施設送致が72.5%、検察官送致が56.8%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		総数	保 護 処 分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他	
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致							
人員	鑑別判定	数										
	総	5,495	2,004	135	1,731	23	107	56	530	907	2	
	保 護 不 要	26	11	-	1	-	-	8	3	3	-	
	在 宅 保 護	1,702	1,332	2	25	3	1	10	51	278	-	
	{ 保 護 観 察	27	4	2	-	9	-	-	2	10	-	
	{ そ の 他	2,976	602	20	1,669	3	5	13	73	591	-	
	少 年 院 送 致	153	8	111	7	8	-	-	1	18	-	
	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	44	3	-	10	-	25	-	4	2	-	
	保 護 不 適	7	-	-	1	-	1	1	4	-	-	
	{ 検 察 官 送 致	152	35	-	7	-	23	8	76	3	-	
{ そ の 他	344	3	-	3	-	21	6	309	-	2		
保 判 定 未 了	64	6	-	8	-	31	10	7	2	-		
そ の 他												
構成比	総	(100.0)	100.0	36.5	2.5	31.5	0.4	1.9	1.0	9.6	16.5	0.0
	保 護 不 要	(0.5)	100.0	42.3	-	3.8	-	-	30.8	11.5	11.5	-
	在 宅 保 護	(31.0)	100.0	78.3	0.1	1.5	0.2	0.1	0.6	3.0	16.3	-
	{ 保 護 観 察	(0.5)	100.0	14.8	7.4	-	33.3	-	-	7.4	37.0	-
	{ そ の 他	(54.2)	100.0	20.2	0.7	56.1	0.1	0.2	0.4	2.5	19.9	-
	少 年 院 送 致	(2.8)	100.0	5.2	72.5	4.6	5.2	-	-	0.7	11.8	-
	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	(0.8)	100.0	6.8	-	22.7	-	56.8	-	9.1	4.5	-
	保 護 不 適	(0.1)	100.0	-	-	14.3	-	14.3	14.3	57.1	-	-
	{ 検 察 官 送 致	(2.8)	100.0	23.0	-	4.6	-	15.1	5.3	50.0	2.0	-
	{ そ の 他	(6.3)	100.0	0.9	-	0.9	-	6.1	1.7	89.8	-	0.6
保 判 定 未 了	(1.2)	100.0	9.4	-	12.5	-	48.4	15.6	10.9	3.1	-	
そ の 他												

(注) 1 ( )内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表(19-00-28)参照

## 11 鑑別の受付人員及び終了人員

令和元年における鑑別の受付人員は12,766人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の92.0%に当たる11,747人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
人員 (構成比)	12,766 (100.0)	6,425 (50.3)	6,146 (48.1)	279 (2.2)	0 (-)	4,633 (36.3)	1,673 (13.1)	2,938 (23.0)	22 (0.2)	1,708 (13.4)

(注) 3表(19-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
人員 (構成比)	11,747 (100.0)	5,322 (45.3)	5,059 (43.1)	263 (2.2)	0 (-)	4,706 (40.1)	1,728 (14.7)	2,962 (25.2)	16 (0.1)	1,719 (14.6)

(注) 3表(19-00-03)参照

## 12 退所者の退所事由別人員

令和元年における退所者(逃走及び施設間の移送を除く。)は5,840人で、前年(6,864人)に比べ1,024人(14.9%)減少している。これを男女別に見ると、男子が5,267人(構成比90.2%)、女子が573人(同9.8%)となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が2,004人と最も多く、次いで少年院送致が1,735人、試験観察が907人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区分	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	鑑別のための少年鑑別所への収容の終了	仮収容の終了	その他
		保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致								
人員	5,840	2,004	135	1,735	23	107	56	530	907	46	65	232
男	5,267	1,819	107	1,599	18	98	46	488	786	41	60	205
女	573	185	28	136	5	9	10	42	121	5	5	27
(構成比)	(100.0)	(34.3)	(2.3)	(29.7)	(0.4)	(1.8)	(1.0)	(9.1)	(15.5)	(0.8)	(1.1)	(4.0)
前年の構成比	100.0	32.3	2.1	30.8	0.5	1.9	1.0	9.5	16.0	1.3	0.7	4.0

(注) 1表(19-00-01)参照



## IV 少年院

### 1 収容状況

令和元年における全国の少年院の1日平均収容人員は1,778人で、前年(2,012人)に比べ234人(11.6%)減少している。男女別では、男子が1,612人(構成比90.7%)、女子が165人(同9.3%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成22年を100とした指数で見ると、令和元年は総数が52(男子53、女子47)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	
人員	総数	3,410	3,191	3,211	3,054	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778
	男	3,056	2,866	2,906	2,769	2,543	2,411	2,260	2,005	1,851	1,612
	女	354	326	305	286	260	221	202	183	160	165
指数	総数	100	94	94	90	82	77	72	64	59	52
	男	100	94	95	91	83	79	74	66	61	53
	女	100	92	86	81	73	62	57	52	45	47

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(19-00-01)参照

### 2 新収容者の人員

令和元年における新収容者の人員は1,727人で、前年(2,108人)に比べ381人(18.1%)減少している。男女別では、男子が1,594人(構成比92.3%)、女子が133人(同7.7%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成22年を100とした指数で見ると、令和元年は、総数が48(男子が49、女子が40)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	
人員	総数	3,619	3,486	3,498	3,193	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727
	男	3,285	3,157	3,206	2,915	2,653	2,538	2,369	1,999	1,933	1,594
	女	334	329	292	278	219	205	194	148	175	133
指数	総数	100	96	97	88	79	76	71	59	58	48
	男	100	96	98	89	81	77	72	61	59	49
	女	100	99	87	83	66	61	58	44	52	40

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 4表(19-00-04)参照

### 3 新収容者の年齢

令和元年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（1,727人）について年齢別構成比を見ると、19歳が30.2%と最も高く、次いで18歳が23.0%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（31.0%）、18歳（23.1%）、17歳（21.6%）の順であり、女子は17歳（24.8%）に次いで18歳（22.6%）、19歳（20.3%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では男女ともに年長少年（50.2%、43.8%）が最も高く、SE・SA対象者以外においては、男子は年長少年（男子55.0%）、女子は同じ構成比で年長少年（42.7%）、中間少年（42.7%）が高かった。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区分	総数	年少			中間			年長					
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上	
人員	総数	1,727	184	11	52	121	622	245	377	921	398	521	2
	男	1,594	161	11	46	104	569	225	344	864	368	494	2
	女	133	23	-	6	17	53	20	33	57	30	27	-
構成	総数	100.0	10.7	0.6	3.0	7.0	36.0	14.2	21.8	53.3	23.0	30.2	0.1
	男	100.0	10.1	0.7	2.9	6.5	35.7	14.1	21.6	54.2	23.1	31.0	0.1
比	女	100.0	17.3	-	4.5	12.8	39.8	15.0	24.8	42.9	22.6	20.3	-
	前年の構成比	100.0	11.4	0.3	3.2	7.9	36.5	15.1	21.3	52.1	24.5	27.6	-
矯正教育課程	SE・SA対象者	100.0	8.3	-	3.6	4.7	41.5	19.9	21.7	50.2	22.4	27.8	-
	男	100.0	37.5	-	12.5	25.0	18.8	12.5	6.3	43.8	31.3	12.5	-
	女	100.0	10.5	0.8	2.7	6.9	34.5	12.9	21.6	55.0	23.2	31.7	0.2
	SE・SA対象者以外	100.0	14.5	-	3.4	11.1	42.7	15.4	27.4	42.7	21.4	21.4	-

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。  
 2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。  
 3 20表（19-00-20）参照

### 4 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程等

令和元年における新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が95.3%と最も高く、次いで第3種が2.7%、第2種が2.0%となっている。

矯正教育課程別構成比では、SE・SA対象者以外が83.0%を占めており、SE・SA対象者は17.0%である。

第4表 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比

種類	総数	第1種	第2種	第3種
矯正教育課程				
総数	1,727	1,646	34	47
		(100.0)	(95.3)	(2.0)
SE・SA対象者	293	293	-	-
		(17.0)		
SE・SA対象者以外	1,434	1,353	34	47
		(83.0)		
前年の構成比		100.0	96.5	1.5
				2.0

- (注) 1 ( ) 内の数は、新収容者総数（1,727名）に対する構成比である。  
 2 7表（19-00-7）参照

## 5 新収容者の非行名

令和元年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯，特別法犯，ぐ犯の別で見ると，刑法犯が81.1%，特別法犯が15.9%，ぐ犯が3.1%となっている。

次に，総数の非行名別構成比を見ると，高いものから順に窃盗（27.4%），傷害（20.7%），詐欺（10.8%），道路交通法（5.8%）となっている。これを男女別で見ると，構成比の高いものから順に男子は窃盗（27.9%），傷害（21.4%），詐欺（11.4%），道路交通法（6.0%），女子は窃盗（21.8%），覚せい剤取締法違反（18.0%），ぐ犯（14.3%），傷害（12.8%）となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,727	100.0 (100.0)	1,594	100.0	133	100.0
刑 法 犯	1,400	81.1 (79.9)	1,327	83.2	73	54.9
公 務 執 行 妨 害	9	0.5 (0.4)	9	0.6	-	-
放 火	10	0.6 (0.6)	9	0.6	1	0.8
住 居 侵 入	13	0.8 (0.7)	13	0.8	-	-
強制わいせつ・強制性交等	80	4.6 (5.7)	80	5.0	-	-
殺 人	9	0.5 (1.1)	8	0.5	1	0.8
傷 害	358	20.7 (19.1)	341	21.4	17	12.8
過 失 運 転 致 死 傷	31	1.8 (2.1)	30	1.9	1	0.8
窃 盗	473	27.4 (26.2)	444	27.9	29	21.8
強 盗	73	4.2 (7.9)	70	4.4	3	2.3
詐 欺	187	10.8 (7.5)	181	11.4	6	4.5
恐 喝	86	5.0 (4.4)	76	4.8	10	7.5
暴力行為等処罰に関する法律	3	0.2 (0.7)	3	0.2	-	-
そ の 他	68	3.9 (3.4)	63	4.0	5	3.8
特 別 法 犯	274	15.9 (17.5)	233	14.6	41	30.8
覚 醒 剤 取 締 法	46	2.7 (2.5)	22	1.4	24	18.0
道 路 交 通 法	100	5.8 (5.4)	95	6.0	5	3.8
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	-	- (0.1)	-	-	-	-
そ の 他	128	7.4 (9.4)	116	7.3	12	9.0
ぐ 犯	53	3.1 (2.6)	34	2.1	19	14.3

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷，強制性交等致死傷を，「傷害」には傷害致死及び暴行を，「強盗」には強盗致死傷，強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ( ) 内の数は，前年の構成比である。

3 4表（19-00-04）参照

## 6 新収容者の入院回数

令和元年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が82.6%、再入者が17.4%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人員	1,727	1,427	261	37	2
(構成比)	(100.0)	(82.6)	(15.1)	(2.1)	(0.1)
前年の構成比	100.0	81.9	15.9	2.0	0.1

(注) 21表 (19-00-21) 参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているの、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

## 7 新収容者の薬物等使用関係

令和元年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）18.8%、使用していない者（同「なし」）80.9%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻（12.4%）、覚せい剤（3.2%）、麻薬・あへん（1.3%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が17.4%であるのに対し、女子が36.1%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は大麻（12.6%）、覚せい剤（1.9%）、麻薬・あへん（1.1%）の順となっている。これに対し、女子は覚せい剤が最も高く（18.8%）、次いで大麻（9.8%）、麻薬・あへん（3.8%）の順となっており、男子に比べ女子は覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,727	100.0 (100.0)	1,594	100.0	133	100.0
あり	325	18.8 (13.8)	277	17.4	48	36.1
麻薬・あへん	23	1.3 (0.9)	18	1.1	5	3.8
大麻	214	12.4 (8.4)	201	12.6	13	9.8
覚せい剤	56	3.2 (3.3)	31	1.9	25	18.8
有機溶剤	6	0.3 (0.3)	6	0.4	-	-
指定薬物	-	- (0.0)	-	-	-	-
その他の	26	1.5 (0.8)	21	1.3	5	3.8
なし	1,398	80.9 (85.9)	1,313	82.4	85	63.9
不詳	4	0.2 (0.4)	4	0.3	-	-

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 10表 (19-00-10) 参照

## 8 新収容者の共犯関係

令和元年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者44.4%、共犯関係がない者47.8%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間(31.0%)、不良集団(6.5%)、同じ構成比で学校仲間(1.7%)、職場仲間(1.7%)となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が45.5%、女子が30.8%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間(男子31.4%、女子26.3%)が最も高く、次いで男子が不良集団(7.0%)、同じ構成比で学校仲間(1.8%)、職場仲間(1.8%)、女子は同じ構成比で親族(0.8%)、行きずり(0.8%)、不良集団(0.8%)となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,727	100.0 (100.0)	1,594	100.0	133	100.0
あり	767	44.4 (45.5)	726	45.5	41	30.8
学校仲間	29	1.7 (1.9)	29	1.8	-	-
遊び仲間	536	31.0 (30.9)	501	31.4	35	26.3
職場仲間	29	1.7 (2.0)	29	1.8	-	-
施設仲間	6	0.3 (0.5)	6	0.4	-	-
親族	5	0.3 (0.6)	4	0.3	1	0.8
行きずり	11	0.6 (0.9)	10	0.6	1	0.8
不良集団	113	6.5 (5.6)	112	7.0	1	0.8
その他	38	2.2 (3.1)	35	2.2	3	2.3
なし	826	47.8 (45.4)	739	46.4	87	65.4
不詳	134	7.8 (9.1)	129	8.1	5	3.8

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(19-00-17)参照

## 9 新収容者の非行時の身上

令和元年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者54.5%、該当のない者45.5%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が34.7%と最も高く、次いで2号観察中が14.4%、試験観察中が5.0%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(55.1%)が該当のない者(44.9%)を上回っているが、女子は該当のない者(52.6%)が該当のある者(47.4%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,727	100.0 (100.0)	1,594	100.0	133	100.0
該当あり	941	54.5 (55.0)	878	55.1	63	47.4
1号観察中	600	34.7 (35.2)	559	35.1	41	30.8
2号観察中	248	14.4 (15.2)	239	15.0	9	6.8
試験観察中	24	1.4 (0.9)	22	1.4	2	1.5
補導委託 在宅	63	3.6 (3.2)	56	3.5	7	5.3
刑執行猶予中	-	- (-)	-	-	-	-
施設在所中	6	0.3 (0.5)	2	0.1	4	3.0
該当なし	786	45.5 (45.0)	716	44.9	70	52.6
不詳	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 12表(19-00-12)参照

## 10 新収容者の非行時の職業

令和元年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の46.1%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が29.1%、学生・生徒が24.8%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が28.8%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が6.1%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・ 生徒	その他	
総数	1727	4	13	19	105	28	6	7	37	497	35	45	429	502	-
(構成比)	(100.0)	(0.2)	(0.8)	(1.1)	(6.1)	(1.6)	(0.3)	(0.4)	(2.1)	(28.8)	(2.0)	(2.6)	(24.8)	(29.1)	(-)
前年の構成比	100.0	0.0	0.8	0.8	5.0	1.4	0.5	0.1	1.9	29.2	2.4	2.4	24.7	30.5	0.3

(注) 26表 (19-00-26) 参照

## 11 新収容者の教育程度

令和元年における新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く40.1%、次いで中学校卒業が24.4%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は7.0%、高等学校在学中の者の占める割合は18.0%となっている。

次に、矯正教育課程ごとに教育程度別の構成比を見ると、最終学歴が中学校である者の割合は、SE・SA対象者以外の者がSE・SA対象者より高く（SE・SA対象者22.2%、SE・SA対象者以外33.5%）、最終学歴が高等学校である者の割合はSE・SA対象者がSE・SA対象者以外の者より高くなっている（SE・SA対象者72.0%、SE・SA対象者以外63.4%）。

第11表 新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比

教育程度 矯正教育課程	総数	中学校				高等 学校					その他	
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0 (1,727)	31.6 (545)	7.0 (121)	24.4 (421)	0.2 (3)	- (-)	64.9 (1,120)	18.0 (311)	40.1 (693)	6.7 (116)	- (-)	3.6 (62)
男	100.0	31.4	6.6	24.7	0.2	-	64.9	17.9	40.1	7.0	-	3.6
女	100.0	33.1	12.0	21.1	-	-	63.9	19.5	40.6	3.8	-	3.0
前年の構成比	100.0	33.1	7.5	25.3	0.3	-	64.3	17.8	40.9	5.5	0.0	2.6
SE・SA対象者	100.0	22.2	6.8	15.4	-	-	72.0	24.2	37.9	9.9	-	5.8
SE・SA対象者以外	100.0	33.5	7.0	26.2	0.2	-	63.4	16.7	40.6	6.1	-	3.1

(注) 1 ( ) 内の数は、実人員である。

2 24表 (19-00-24) 参照

## 12 新収容者の不良集団関係

令和元年における新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者40.4%、関係のない者58.2%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が28.4%と最も高く、次いで不良生徒・学生集団が5.6%、暴走族が3.9%となっている。

次に、矯正教育課程別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、SE・SA対象者が39.9%、SE・SA対象者以外が40.4%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数1,727人中、実父母564人、実父153人、実母682人、実父義母30人、義父実母204人、養父（母）17人、その他73人、なし4人となっている。

第12表 新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比

不良集団		総数	あり				なし	不詳	
			不良生徒・学生集団	地域不良集団	暴走族	暴力団			
矯正教育課程・保護者	総数	100.0 (1,727)	40.4 (697)	5.6 (96)	28.4 (491)	3.9 (68)	2.4 (42)	58.2 (1,005)	1.4 (25)
	SE・SA対象者	100.0	39.9	7.5	28.3	3.4	0.7	57.0	3.1
	SE・SA対象者以外	100.0	40.4	5.2	28.5	4.0	2.8	58.4	1.1
	前年の構成比	100.0	38.6	4.8	26.9	4.7	2.2	59.8	1.6
保護者	実父母	100.0	39.2	6.0	24.5	5.1	3.5	59.0	1.8
	実父	100.0	32.0	3.9	22.2	2.6	3.3	65.4	2.6
	実母	100.0	43.4	5.9	32.1	4.0	1.5	55.4	1.2
	実父義母	100.0	16.7	-	13.3	-	3.3	83.3	-
	義父実母	100.0	44.1	5.9	33.3	2.9	2.0	54.9	1.0
	養父（母）	100.0	52.9	5.9	41.2	-	5.9	41.2	5.9
	その他	100.0	37.0	4.1	28.8	2.7	1.4	63.0	-
	なし	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
不詳	...	...	...	...	...	...	...	...	

(注) 1 ( ) 内の数は、実人員である。

2 27表 (19-00-27) 及び31表 (19-00-31) 参照

3 令和元年は保護者不詳の該当がなかった。

### 13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

令和元年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者74.1%、ない者25.9%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が39.7%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が19.8%、少年院送致が12.2%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は92.7%に当たる1,187人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が21.8%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が20.6%、1月を超え3月以内が17.0%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区分	総数	あり	保護処分				知事・児童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等	なし	不詳
			保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送 致							
人員	総数	1,727	1,280	685	24	210	5	14	342	-	447	-
	男	1,594	1,210	644	21	201	4	14	326	-	384	-
	女	133	70	41	3	9	1	-	16	-	63	-
構成比	総数	100.0	74.1	39.7	1.4	12.2	0.3	0.8	19.8	-	25.9	-
	男	100.0	75.9	40.4	1.3	12.6	0.3	0.9	20.5	-	24.1	-
	女	100.0	52.6	30.8	2.3	6.8	0.8	-	12.0	-	47.4	-
前年の構成比	100.0	77.2	38.9	1.5	12.4	0.6	1.1	22.8	-	22.8	-	
処分あり	<100.0>	1,280	685	24	210	5	14	342	-			
		(100.0)	(53.5)	(1.9)	(16.4)	(0.4)	(1.1)	(26.7)	(-)			
前回処分後の非行	<92.7>	[100.0]	1,187	635	21	205	5	9	312	-		
1月以内	[6.4]	76	44	2	9	-	-	21	-			
3月以内	[17.0]	202	119	-	37	1	4	41	-			
6月以内	[20.6]	244	134	3	45	-	2	60	-			
1年以内	[21.8]	259	141	7	47	1	3	60	-			
1年6月以内	[15.5]	184	96	3	34	-	-	51	-			
2年以内	[7.8]	92	43	2	11	1	-	35	-			
2年を超える	[11.0]	130	58	4	22	2	-	44	-			
前回処分前の非行	<7.0>	89	50	-	5	-	5	29	-			
施設在所中の非行	<0.3>	4	-	3	-	-	-	1	-			
不詳	<->	-	-	-	-	-	-	-	-			

(注) 1 ( )内の数は、前回処分ありの者について前処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[ ]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表(19-00-14)参照



#### 14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

令和元年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が940人、支援教育課程（N）が384人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が293人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（254人）、傷害（189人）、詐欺（117人）、支援教育課程は窃盗（121人）、傷害（75人）、同じ構成比で詐欺（25人）、道路交通法（25人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は傷害（69人）、窃盗（67人）、詐欺（42人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非 行 名	総数	S	S以外				
			E	A	N	D	
総 数	1,727 (100.0)	293 (17.0)	1,434 (83.0)	63 (3.6)	940 (54.4)	384 (22.2)	47 (2.7)
刑 法 犯	1,400	238	1,162	54	771	305	32
公務執行妨害	9	4	5	-	3	2	-
放火	10	1	9	2	1	5	1
住居侵入	13	2	11	1	4	6	-
強制わいせつ・強制性交等	80	14	66	10	33	22	1
殺人	9	-	9	2	5	-	2
傷害	358	69	289	15	189	75	10
過失運転致死傷	31	6	25	1	17	7	-
窃盗	473	67	406	19	254	121	12
強盗	73	8	65	-	55	10	-
詐欺	187	42	145	1	117	25	2
恐喝	86	13	73	1	58	11	3
暴力行為等処罰に関する法律	3	1	2	-	2	-	-
その他	68	11	57	2	33	21	1
特 別 法 犯	274	50	224	3	149	63	9
覚せい剤取締法	46	2	44	1	27	12	4
道路交通法	100	31	69	1	43	25	-
毒物及び劇物取締法	-	-	-	-	-	-	-
その他	128	17	111	1	79	26	5
ぐ 犯	53	5	48	6	20	16	6
前 年 の 構 成 比	100.0	14.4	85.6	3.1	53.3	26.7	2.5

- (注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。
- 2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照
- 3 ( )内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。
- 4 12表 (19-00-12)参照

### 15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

令和元年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者300人（構成比17.4%）の構成比を見ると、前回少年院を少年院法（平成26年法律第58号）施行後の平成27年6月以降に出院した者は293人（構成比17.0%）であり、平成27年5月以前に出院している者は7人（構成比0.4%）となっている。

処遇課程・矯正教育課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回処遇課程・矯正教育課程等で最も多い社会適応課程（A）の者（154人）の今回の矯正教育課程は、前回の矯正教育課程と同じく社会適応課程（A）の140人が最多である。次に多い短期義務教育課程（SE）・短期社会適応課程（SA）の者（67人）の今回矯正教育課程についても社会適応課程（A）の57人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程・ 矯正教育課程等	総数	処遇課程									矯正教育課程					なし	
		S	O	G	V	E	H	P	M	SE, SA 対象者	E	A	N	D			
今回矯正教育課程																	
総数	1,727	7	2	-	-	1	4	-	-	-	293	67	24	154	46	2	1,427
	(100.0)	(0.4)	(0.1)	(-)	(-)	(0.1)	(0.2)	(-)	(-)	(-)	(17.0)	(3.9)	(1.4)	(8.9)	(2.7)	(0.1)	(82.6)
SE, SA対象者	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	292
E	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	60
A	940	3	1	-	-	-	2	-	-	-	233	57	16	140	20	-	704
N	384	2	1	-	-	1	-	-	-	-	47	9	6	6	25	1	335
D	47	2	-	-	-	-	2	-	-	-	9	-	-	7	1	1	36

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照  
 2 ( )内の数は、新収容者総数（1,727名）に対する構成比である。  
 3 30表（19-00-30）参照

## 16 出院者の人員

令和元年における出院者の人員は2,065人で、前年に比べ91人（4.2%）減少している。これを男女別に見ると、男子が1,901人（構成比92.1%）、女子が164人（同7.9%）となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が12人（構成比0.6%）、仮退院が2,053人（同99.4%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	
人員	総数	3,912	3,625	3,440	3,437	3,126	2,879	2,750	2,475	2,156	2,065
	男	3,491	3,289	3,142	3,124	2,856	2,646	2,544	2,282	2,006	1,901
	女	421	336	298	313	270	233	206	193	150	164
人員	退院	29	24	19	9	4	8	7	6	10	12
	仮退院	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6
	仮退院	99.3	99.3	99.4	99.7	99.9	99.7	99.7	99.8	99.5	99.4

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（19-00-01）参照

## 17 仮退院者の在院期間

令和元年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が55.3%と最も高く、次いで120～140日が33.0%、162～182日が10.2%の順となっている。

第17表 仮退院者（SE・SA対象者）の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
	人員		342	-	-	1	1	113	189	35
構成比		100.0	-	-	0.3	0.3	33.0	55.3	10.2	0.9
		(100.0)	(-)	(0.5)	(0.3)	(0.3)	(34.9)	(51.3)	(10.1)	(2.6)

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 37表（19-00-37）参照

次に、SE・SA対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が54.6%と最も高く、次いで361～450日が32.7%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（SE・SA対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人員	1,711	-	4	935	560	124	42	16	30
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	- (-)	0.2 (0.4)	54.6 (51.5)	32.7 (35.0)	7.2 (6.5)	2.5 (3.6)	0.9 (1.2)	1.8 (1.8)

(注) 1 ( )内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (19-00-36)参照

## 18 出院者の職業指導

令和元年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.5%に当たる2,033人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が38.7%と最も多く、次いで農園芸が18.1%、陶芸が9.4%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	2,065	100.0 (100.0)
木 工	138	6.7 (6.4)
陶 芸	194	9.4 (6.0)
農 園 芸	374	18.1 (17.0)
溶 接	161	7.8 (8.2)
職業生活設計指導	799	38.7 (46.7)
自動車整備	9	0.4 (0.3)
情報処理	161	7.8 (4.6)
電気工事	14	0.7 (0.5)
土木・建築	49	2.4 (2.4)
手 芸	31	1.5 (1.4)
伝 統 工 芸	24	1.2 (2.5)
給排水設備	14	0.7 (0.3)
介護福祉	11	0.5 (0.2)
そ の 他	54	2.6 (2.0)
な し	32	1.5 (1.5)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (19-00-40) 参照

3 ( )内の数は、前年の構成比である。

## 19 出院者の資格・免許

令和元年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の64.5%に当たる1,332人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に溶接技能者（12.9%）、情報・通信技術、OA機器操作関連資格（10.7%）、危険物取扱者（10.4%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男子は溶接技能者（14.0%）が最も高く、女子は情報・通信技術、OA機器操作関連資格（42.1%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の37.0%に当たる764人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に珠算検定（10.4%）、高卒認定試験（一部科目合格）（6.8%）、高卒認定試験（認定試験合格）（6.5%）となっており、男女別に見ると、男女ともに珠算検定（男子7.2%、女子47.6%）が最も高く、次いで男子が高卒認定試験（認定試験合格）（6.7%）、高卒認定試験（一部科目合格）（6.6%）、女子は高卒認定試験（一部科目合格）（9.1%）、高卒認定試験（認定試験合格）（3.7%）となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,065	100.0	1,901	100.0	164	100.0	2,065	100.0	1,901	100.0	164	100.0
溶 接 技 能 者	267	12.9	267	14.0	-	-	-	-	-	-	-	-
珠 算 検 定	-	-	-	-	-	-	214	10.4	136	7.2	78	47.6
自 動 車 整 備 士	2	0.1	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	220	10.7	151	7.9	69	42.1	-	-	-	-	-	-
電 気 工 事 士	8	0.4	8	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 物 取 扱 者	214	10.4	205	10.8	9	5.5	-	-	-	-	-	-
大型特殊自動車運転免許	34	1.6	31	1.6	3	1.8	-	-	-	-	-	-
販売・サービス関係資格	9	0.4	1	0.1	8	4.9	1	0.0	1	0.1	-	-
事務関係資格	8	0.4	-	-	8	4.9	2	0.1	2	0.1	-	-
消 防 設 備 士	1	0.0	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	28	1.4	15	0.8	13	7.9	-	-	-	-	-	-
電 気 主 任 技 術 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス設備士	1	0.0	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
配 管 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
造 園 技 能 士	4	0.2	4	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
建 築 大 工 技 能 士	2	0.1	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	1	0.0	1	0.1	-	-
高卒認定試験（一部科目合格）	-	-	-	-	-	-	140	6.8	125	6.6	15	9.1
高卒認定試験（認定試験合格）	-	-	-	-	-	-	134	6.5	128	6.7	6	3.7
そ の 他	534	25.9	527	27.7	7	4.3	272	13.2	239	12.6	33	20.1
な し	733	35.5	686	36.1	47	28.7	1,301	63.0	1,269	66.8	32	19.5

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 42表（19-00-42）及び43表（19-00-43）参照